

自主防災会における総合防災訓練実施要領

1 目的

大規模地震等の発生を想定した総合防災訓練を実施することにより、市及び自主防災会等の災害対策本部機能の向上、連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の向上等を図る。

2 訓練実施日

令和8年8月30日（日）

3 訓練想定

午前8時00分に南海トラフ巨大地震等の大規模地震（マグニチュード8.0クラス、市内全域で震度6弱以上を観測）の発生を想定

※ 被害の規模は、静岡県第4次地震被害想定に準拠

※ 午前8時30分に、訓練地震発生の場合として、同報無線によるサイレン吹鳴を行う。

4 重点項目

- ① 市地域防災計画の実効性の検証
- ② 関係機関及び自主防災会等との連携の強化
- ③ 地域（自主防災会等）における防災体制の確立や「自助」「共助」による地域防災力の向上
- ④ 市民の防災に関する意識の高揚並びに防災知識及び技能の向上

5 自主防災会における訓練目標

地域のことは地域が守る「自立型」の自主防災訓練

能登半島地震においては、指定避難所が使えず、地域住民が主体となって設置・運営される自主避難所が発生。「公助」が限られ、届かないなか、数日、数か月の避難生活も想定しつつ「自立」した自主避難所の運営が求められた。

このような状況下にあって、自主防災会は「共助」の観点から、どのように対応していくのか、今一度再認識する。

※ 【参考資料1】 訓練事例一覧

5 訓練中止の決定

異常気象等に対しては、市民の安全確保を最優先として適切な状況判断によることとするが、原則は次の基準により決定するものとする。

- (1) 南海トラフ巨大地震に関連する情報が発表された場合
- (2) 訓練前日午後5時以降、市内において震度4以上の地震が発生した場合
- (3) 訓練前日午後5時時点又はそれ以後において、市内に気象警報（大雨、洪水、暴風、雷）が発表されている又は発表された場合

- (4) 伊豆東部火山群の火山活動に異常が認められる場合
- (5) 富士山の火山活動に異常が認められる場合
- (6) 感染症、テロ・武力攻撃等の危機事案が発生し、又は発生するおそれがあり、当該緊急事態に対処する必要がある場合
- (7) その他、訓練の実施が困難と思われる事案が発生した場合

【参考資料 1】 訓練事例一覧

実施主体	訓練内容案
自主 防災会	◆地域の危険箇所の把握、防災対策の理解・検討 ◆「地域防災活動マニュアル」を活用した自主防災組織本部の開設・運営訓練(静岡県 HP) ◆地域住民（外国人住民を含む）相互が助け合って行う初期消火、負傷者の救出・応急救護、給食給水、災害関連情報の収集・伝達・広報等の訓練 ◆避難行動要支援者名簿等を活用した、住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導及び避難所における生活訓練 ◆ペットを伴った避難及び受入れ訓練 ◆防災関係機関、近隣の事業所との合同訓練 ◆地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検及び非常持出品を点検する訓練 ◆感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練 ◆その他、地域の特性に応じた訓練
住民（各家庭）	◆「わたしの避難計画」を活用し、避難計画を家族で点検 ◆自宅所在地の被害想定等の確認 ◆自宅の耐震化や火災防止対策（感震ブレーカー、住宅用火災報知器など）の確認・実施 ◆水・食料（7日分程度）、生活必需品、携帯トイレ、非常電源（乾電池等）、常備薬などの備蓄品の点検、整備 ◆電話不通時の家族の安否確認方法（災害用伝言ダイヤル等）や集合場所（指定避難所等）の確認 ◆市公式 LINE への登録、「黄色いハンカチ」の用意など、災害時の情報収集・伝達手段の確保 ◆消火器・消火剤の使用期限等の確認 ◆夜間の災害発生を想定した照明具、避難ルートの確認

